

<保育料の無償化に係る手続きの有無について>

事業		世帯 課税	0歳児～2歳児	満3歳児	3歳児～5歳児
保育所 ※みどり市の施設の場合 （笠懸いずみ保育園、たけのこ保育園、けやき保育園、赤城保育園、二葉保育園、大間々保育園、東保育園、ちえのみ保育園） 認定こども園(保育所機能) （みどりのもり、みどりのかぜ、笠懸いずみ第二こども園） 地域型保育事業		非課税 生活保護等	手続きなし	－	手続きなし
認定こども園(幼稚園機能) （みどりのもり、みどりのかぜ、笠懸いずみ第二こども園） 新制度幼稚園	教育時間	課税	－	手続きなし	
		非課税 生活保護等			
	預かり保育	課税		【手続きあり】※イ 日額上限450円/月額上限16,300円	【手続きあり】※ロ 日額上限450円/月額上限11,300円
		非課税 生活保護等		【手続きあり】※ハ 日額上限450円/月額上限16,300円	
新制度未移行幼稚園 （阿左美幼稚園・大間々南幼稚園）	教育時間	課税	－	手続きなし	
		非課税 生活保護等			
	預かり保育	課税		【手続きあり】※イ 日額上限450円/月額上限16,300円	【手続きあり】※ロ 日額上限450円/月額上限11,300円
		非課税 生活保護等		【手続きあり】※ハ 日額上限450円/月額上限16,300円	
認可外保育施設 （企業主導型保育事業は除く） ※給食費は対象外		課税	【手続きあり】※イ 月額上限42,000円	－	【手続きあり】※ロ 月額上限37,000円
		非課税 生活保護等	【手続きあり】※ハ 月額上限42,000円		
企業主導型保育事業 ※給食費は対象外		課税	【手続きあり】※イ 月額上限37,100円(0歳児)/月額上限37,000円(1～2歳児)	－	【施設の方針による】※ニ 月額上限26,600円(3歳児)/月額上限23,100円(4歳以上児)
		非課税 生活保護等	【施設の方針による】※ニ 月額上限37,100円(0歳児)/月額上限37,000円(1～2歳児)		

※イ【利用料徴収あり】支払った預かり保育の利用料の相当額を補助します。年に2回請求する必要があります。詳しくは市HPをご覧ください。

※ロ【利用料徴収あり】認定の申請が必要です。3ヶ月に1回、市へ請求する必要があります。請求時期に市からお知らせします。

※ハ【利用料徴収あり】認定の申請が必要です。3ヶ月に1回、市へ請求する必要があります。請求時期に市からお知らせします。

※ニ【利用料徴収あり】利用施設にお問い合わせください。